

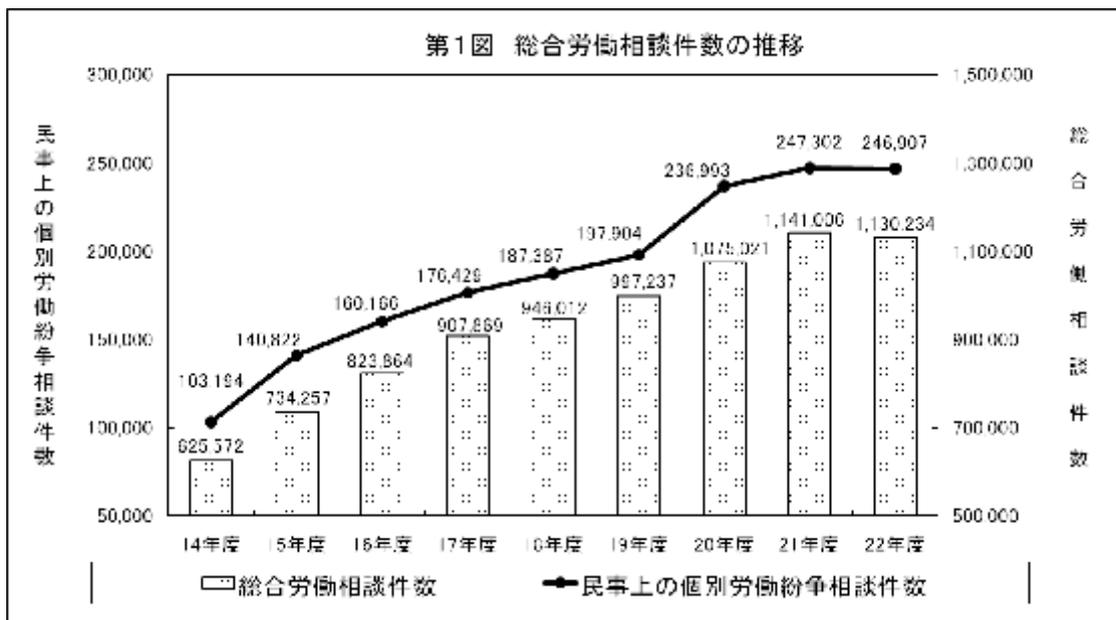
～お知らせ～

当事務所で、「個別労働関係紛争解決」のお手伝いをすることができるようになりました。

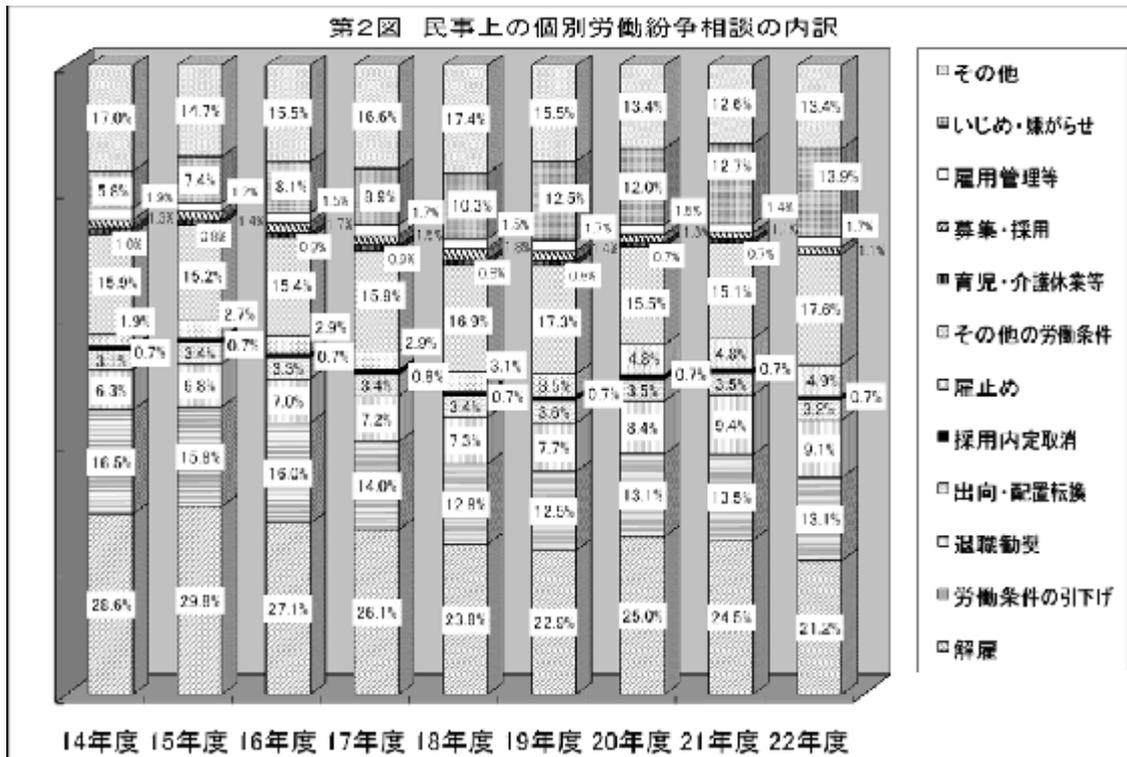
社会保険労務士の中で、「紛争解決手続代理業務試験」に合格し、厚生労働大臣から紛争解決の代理業務を行うことが認められたものを特定社会保険労務士といいます。

特定社会保険労務士は、都道府県労働局に設置された紛争調整委員会（男女雇用機会均等法の調停代理人を含む）や都道府県の労働委員会等の場において、退職の強要・雇用契約の更新拒否（雇止め）・解雇・セハシャルハラスメント・残業代不払い・賃金未払い・いじめ（パワーハラスメント）などのあらゆる労働問題や職場トラブルについて、依頼される方々の代理人となって、その守るべき利益を相手方に主張していくことを主な業務とします。

これまでこうしたトラブルは、自分で解決する以外には弁護士に依頼する、または裁判で白・黒をつけるなどの解決方法が採られてきましたが、解決までに時間がかかること、高額な費用がかかることから敬遠され、泣き寝入りをするケースが大半だと言われてきました。



出典：厚生労働省 平成22年度個別労働紛争解決制度施行状況



出典：厚生労働省 平成 22 年度個別労働紛争解決制度施行状況

特定社会保険労務士は、まさに労働問題の専門家としてこれまでの解決に要した費用より低廉で、かつ早期に公正な解決を図ることを目指し設けられた新たな制度です。

当事務所では日常より経営者と従業員の関係が良好で、経営者が企業経営に専念できるよう、労務トラブルの防止に努めていますが、従業員の退職時、あるいは退職後にこれまで水面下にあった問題が表面化することも少なくありません。

まず何か問題を感じたら早めにご相談下さい。早期対応、早期解決が重要です。

特定社会保険労務士 神田 眞弓